

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

## 金融力は「長期志向で堅実かつ慎重」 金融商品一比較しない選び方が多い

金融力調査をご存知だろうか。あなたご自身の金融に関する知識や金利、インフレなどについての基礎的な知識の有無など、日銀の設問に自己評価する「お金に関する力試し」のこと。①「金融に関する考え方と行動」は基本的に長期志向で堅実かつ慎重な傾向が見られた。借入や資金の運用では、金融機関や金融商品の比較を行わない人が相当数いた。将来への資金的準備ができていない人も相当数あったほか、自分の年金に関する知識は限定的であった。1か月の生活費相当以上の借入経験のある人のうち、過半数が借入先金融機関の比較を行っていない。また、1か月の生活費以上の資金を運用した人の過半数も、金融商品・金融機関の比較を行っていない。②「金融経済に関する知識」では、設問によって正答率が極端な傾向が出た。基礎的な金利計算などの理解の正答率は高いが、リスク商品に対する理解、複利計算、借入金利の法令上の上限などの分野では正答率は低かった。1年間の金利の計算についての正答率は8割近い水準だが、複利計算の正答率は3割に止まった。インフレの設問の正答率は過半を超えているが、『わからない』との回答も相当数みられた。リターンとリスクの関係の設問では、正答率（「平均以上の高いリターンのある投資は、平均以上の高いリスクがある」について『正しい』と回答した人の割合）は過半数を超えたが、『わからない』とした人も多かった。

税務会計

## 耐震基準不適合の中古住宅の取得 耐震改修で住宅ローン控除対象に

2014年度税制改正では、耐震基準に適合しない中古住宅を取得した後に耐震改修工事を行って入居した場合でも、住宅ローン減税等の適用を受けられるようになった。2014年4月1日以後に、中古住宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合に適用される。改正前は、取得日の2年前以内に、耐震基準適合証明書による証明のための家屋の調査が終了したするなど、取得日前に耐震基準に適合していなければ適用を受けられなかった。

改正により、耐震基準に適合しない中古住宅を取得した場合でも、取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、居住する日（取得の日から6か月以内の日に限る）までに耐震改修（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用を受けるものを除く）により、その住宅が耐震基準に適合することの証明がされたときは、その住宅を耐震基準に適合する既存住宅とみなして、住宅ローン減税の適用を受けられることになる。

この特例措置の適用は、住宅ローン減税だけでなく、住宅取得等の資金に係る贈与税の非課税措置等、既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置にも適用される。

耐震改修の「申請」が減税適用のポイントになるが、申請書（耐震基準適合証明申請書）には、申請者（家屋取得（予定）者）の住所・氏名、家屋取得日（予定日）、取得（予定）の家屋番号・所在地、耐震改修工事開始予定日などを記入する。

### 今週のキーワード

#### 金融力調査

この調査は、金融広報中央委員会（事務局＝日本銀行情報サービス局内）が、18歳以上の個人3,531人から集計・分析した。海外（ドイツ・イギリス）との比較は、金融商品や金融サービス、税制等に関し各国の制度的枠組みに違いがあることを踏まえると、幅を持ってみる必要がある。1年間の金利計算については、日本の正答率は、2か国より高く、複利計算の回答率では日本の正答率は低かった。また、リターンとリスクの関係についての設問では、日本の正答率は2か国より低かった。金融力調査結果は平成24年度に公表された。